

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金における掛金について	P1
【コラム】過去のデータからみる長期投資と資産配分の重要性について	P7

確定給付企業年金における掛金について

1. はじめに

確定給付企業年金（DB）にはさまざまな種類の掛金があり、DB 運営上の目的と必要に応じてそれらの掛金を設定し、拠出を行います。掛金の種類は DB 法が施行されてからしばらくは変化がありませんでしたが、2017 年 1 月に施行された DB における掛金拠出の弾力化（リスク対応掛金）に関する改正政省令・告示・通知（以下、「2017 年政省令等の改正」と記載します）により、一定の基準のもとで、将来発生するリスクに備えて拠出することができるリスク対応掛金が追加されました。

また一方で、実際に拠出する掛金ではありませんが、2024 年 12 月に施行された確定拠出年金（DC）の拠出限度額の変更により、DB 規約に他制度掛金相当額を定めることとなりました。この他制度掛金相当額は DB の実施事業主が実際に拠出を行うものではなく DC の拠出限度額を定めるために必要な 1 人当たりの仮想的な掛金額であり、通常の掛金と混同しないようにする必要があります。

今回は、DB のさまざまな種類の掛金について、今一度基本に立ち返って、解説したいと思います。

2. DB の掛金について

DB 法第 55 条第 1 項において、「事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年 1 回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない」と定められており、DB の運営には掛金の拠出は必須です。また、DB 法施行規則第 45 条第 1 項において、「掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額、その他の掛金の額に区分して定められなければならない」と定められており、実際にその掛金には、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金、特例掛金などがあり、概要や根拠条文は図表 1 の通りです。以下では、それらの掛金について、1 つずつ解説したいと思います。

＜図表 1＞DB の各掛金の概要について

名称	概要	根拠条文
標準掛金	給付に要する費用に充てるため拠出する掛金で、将来の加入者期間に対応して必ず必要となる掛金	規則第 45 条第 2 項
特別掛金	DB 財政上、積立不足がある場合に標準掛金に追加して拠出を行う掛金	規則第 46 条
リスク対応掛金	将来の財政悪化を想定した計画的な事前対応策として拠出を行う掛金	規則第 46 条の 2
特例掛金等	上記以外の特定の状況に該当した際に拠出を行う掛金で数種類のものがある	2 (4) <図表 7> 参照
リスク分担型企業年金掛金	リスク分担型企業年金を実施している DB の事業主が拠出を行う掛金	規則第 46 条の 3
事務費掛金	上記のものとは異なり、業務経理のために支払う掛金	—

(注)「規則」は、確定給付企業年金法施行規則を意味する。

(1) 標準掛金

DB の運営において、基本となる掛金が標準掛金です。標準掛金は、法令上、計算基準日以降の期間に係る給付に充てるために事業主が拠出するもので、原則として、将来にわたって平準的に、かつ、その標準掛金収入の現価相当額が給付見込額の現価相当額以上となるように定める必要があります。

そのため、DB においては、給付が発生するつど必要原資を掛金として拠出するいわゆる「賦課方式」は認められておらず、加入期間中の全期間にわたって掛金水準を平準化した「平準積立方式」のような事前に積立てる財政方式で積立てます。そこで、通常の DB では、将来にわたって給付を行うために標準掛金を定め、定期的に拠出を行います。

ただし、年に1度の財政決算において積立超過の財政検証に抵触した状態、すなわち積立金が積立上限額を超過している場合は、例外的に標準掛金の拠出を一時的に停止（一般に「コントリビューションホリデー」と呼ぶことがあります）する必要があります。

では、標準掛金はどのようにして算出するのでしょうか。前述の平準積立方式には、さらに加入年齢方式や開放基金方式、総合保険料方式といった種類の財政方式があります。その中から制度の内容や状況等に合わせて、適切な財政方式を選択する必要があります。標準掛金はその選択された財政方式に基づき設定されます。それらの財政方式の内容やその特徴は図表 2 をご参照ください。

＜図表 2＞DB で採用される主な財政方式の内容・特徴について

財政方式	内容・特徴
加入年齢方式	特定年齢で加入する標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金から移行する際に過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。
開放基金方式	現在および将来の加入者について、将来期間に対して収支相等する標準掛金を適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意する必要がある。
総合保険料方式（閉鎖型）	現在の加入者および受給権者について、過去勤務債務まで含めて収支相等する掛金を標準掛金とする方式。なお、特別掛金は基本的にゼロとなる。将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。
予測単位積増方式	計算基準日から1年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込む必要がある。

＜出所＞公益社団法人 日本年金数理人会 確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス(2025年2月19日改定)第2節の内容を基に作成

今回は例として、最も一般的な加入年齢方式を取り上げます。まず、その制度の標準者を設定し、その標準者が新規加入者として加入する年齢（＝特定年齢）を定めます。次に、計算前提として定めた予定脱退率や予定死亡率に基づき、標準者が特定年齢から定年（最終年齢）までの各年齢においてDBから脱退する確率が定まります。次に、標準者がその各年齢で脱退する場合の給付額とその年齢で脱退する確率、さらにその年齢から特定年齢までの期間に応じた割引係数を掛け合わせると、その年齢の予想給付見込額の現在価値が算出されます。

これを特定年齢から最終年齢までで行い、その現在価値を足し合わせたものを通常予測給付現価といいます。また、給付だけではなく、掛金の拠出の基礎となる標準給与でも同様に行い、特定年齢から各年齢までの給与の現在価値を足し合わせたものを給与現価（給与によらず、加入者ごとに定額で拠出する場合は人数現価）といいます。

このようにして算出された通常予測給付現価を給与現価（人数現価）で除したものが標準掛金率として算出されます。すなわち、標準者について将来発生すると見込まれる給付見込額の現価相当額と標準掛金収入見込額の現価相当額が等しくなるように標準掛金率を定めていることとなります。

＜図表 3＞標準掛金率の算定方法

$$\text{標準掛金率} = \frac{\text{(標準者の) 通常予測給付現価}}{\text{(標準者の) 給与現価 (定額制度の場合は人数現価)}}$$

また、DB では予定利率や予定死亡率、脱退率等の計算基礎率を前提条件として標準掛金率を設定しているため、時間の経過とともにその前提条件が徐々に実態とずれてくる可能性があります。そこで、少なくとも5年に1度は財政再計算を行い、前提条件である計算基礎率を洗い替え、そこで算出される標準掛金率も変更する必要があるのです。

(2) 特別掛金

特別掛金は、財政計算を行う基準日時点で積立金が数理債務に不足している場合、財政の健全性を保つために標準掛金に追加して拠出する掛金です。数理債務は、制度の加入者や受給権者全体の通常予測給付現価(将来の給付見込額の現価相当額)から標準掛金収入現価(給与現価×標準掛金率)を控除した額で、将来の給付見込額と標準掛金収入見込額の差額を債務と考えたものです。

DB の財政運営においては、数理債務に見合う積立金を保有することが第一の目標となりますので、計算基準日において積立金が数理債務に不足している場合はその不足額(＝未償却過去勤務債務残高)を特別掛金として追加で拠出を行うことで不足を解消することが必要になります。未償却過去勤務債務残高のイメージについては、図表4の通りです。

＜図表 4＞未償却過去勤務債務残高のイメージ図



特別掛金の償却方法には、あらかじめ定めた期間で均等額を拠出する元利均等償却、残額の一定割合を拠出する定率償却、拠出額の上下限を設定しその範囲内で償却を行う弾力償却の3種類があります。その方法や特徴については図表5の通りです。拠出方法は事業主・基金の実態に合わせて選択することが可能です。

複数の事業主でDBを実施している場合は、実施事業所ごとに特別掛金を設定することが可能です。この場合、同一の給付区分においては同一の償却方法を用いる必要があり、また元利均等償却を採用する場合の予定償却完了日や定率償却を採用する場合の償却割合は同一にする必要があります。

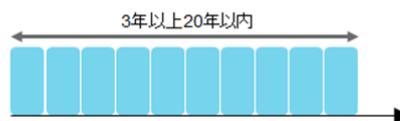
また、実施事業所ごとの過去勤務債務の額の配分は、全体の過去勤務債務の額を加入者数や給与、数理債務の額の比で実施事業所に按分する方法や、財政計算時の過去勤務債務の額からすでに設定されている特別掛金収入現価を考慮して実施事業所ごとに按分する方法など、いくつかの定められた方法から選択して行うこととされています。また、実施事業所が増加する場合は、当該事業所の数理債務から受換する資産額を控除した額を過去勤務債務として、当該実施事業所のみ特別掛金を設定することも可能です。

＜図表 5＞特別掛金の償却方法について

元利均等償却

- 過去勤務債務の額を3年から20年までの範囲の予め定めた期間で均等に償却する
- 加入者数や給与に比例して拠出を行うように定める。その他、加入者数や給与に比例せず、1回あたりの拠出額を固定額とすることも可能
- 最も一般的に採用される方式

(イメージ図)



弾力償却

- 毎事業年度の掛金の上限と下限を規約に設定し、事業年度ごとにその範囲内で償却を行う
- 下限は元利均等償却と同様の方法で予定償却期間により定め、上限は予定償却期間に対応する最短償却期間で定められる掛金とする
- 上下限の範囲内で柔軟に拠出することが可能

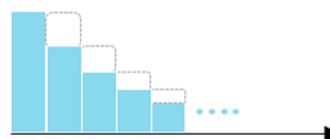
(イメージ図)



定率償却

- 各事業年度の特別掛金の総額を、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額に償却割合(15%~50%)を乗じた額として定める
- 未償却過去勤務債務残高の見込額が当該事業年度の標準掛金の総額以下となることが見込まれる場合は、その事業年度に一括償却が可能
- 償却開始当初は未償却過去勤務債務残高が急速に減少する

(イメージ図)



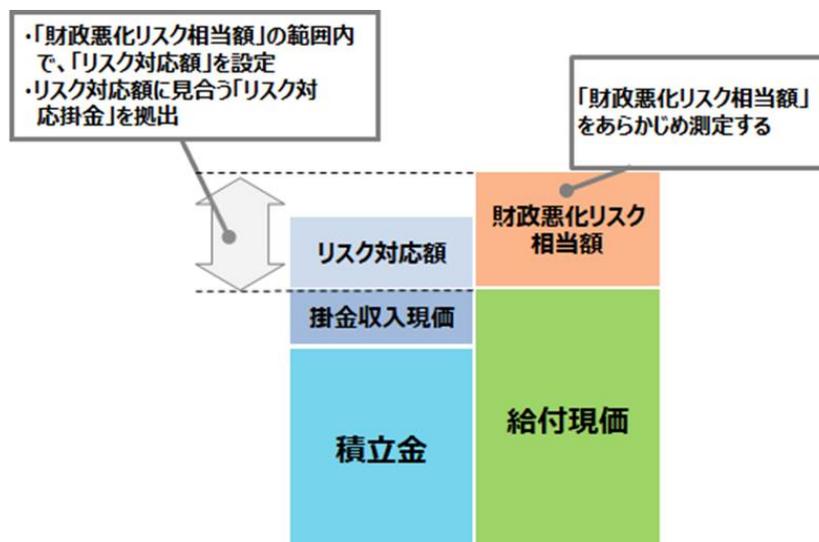
(3)リスク対応掛金

リスク対応掛金は、2017年の政省令等の改正により拠出が可能となったものです。従来のDB制度では、(2)特別掛金の項目に記載の通り、積立金が数理債務に不足する場合にのみ特別掛金を設定し拠出を行うことが可能で、積立金が数理債務の額以上ある場合は、財政運営の仕組み上、特別掛金を設定し拠出を行うことは認められていませんでした。

そのため、不況期に積立金が数理債務を下回ったときに特別掛金の追加拠出が求められ、結果として企業活動に影響が出ることが指摘されてきました。そこで、顕在化した財政悪化に対する事後的な拠出に加えて、将来の財政悪化を想定した計画的な事前対応策として拠出可能となったのがリスク対応掛金です。

リスク対応掛金として拠出する額の算定方法は、各々のDBにおいて20年に1度の頻度で発生すると予想される不足額として財政悪化リスク相当額を計算し、DBがそのリスクの全部または一部に備える額としてリスク対応額を設定します。そして、そのリスク対応額に見合う額をリスク対応掛金として設定します。なお、リスク対応額は、すでに積立金が数理債務を超過している場合などは、その超過額等を考慮した額として設定を行います。

＜図表 6＞リスク対応掛金の設定方法のイメージ図



リスク対応掛金の拠出方法は特別掛金と同様の3種類がありますが、リスク対応掛金は将来のリスクに備えるためのものであることから、緊急度を考慮し、その拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期とし、リスク対応掛金のみを拠出する場合でも均等拠出では最短5年以上に設定しなければなりません。また、一度設定したリスク対応掛金は、「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、新たな過去勤務債務の発生など大きな事情変更が無い限りは、原則として変更はできないこととされています。

(4) 特例掛金等

DBの運営においては(3)までの掛金が一般的ですが、それ以外にも数種類の掛金が存在します。そのうち目にする機会が多いのは、財政決算において基準日時点で制度が終了した場合に必要な積立金を保有しているかを検証する非継続基準の財政検証に抵触した場合に、当該財政決算を行う事業年度末の翌事業年度もしくは翌々事業年度に拠出を行う、いわゆる非継続基準抵触に伴い拠出する特例掛金です。

他には、財政計算を行う際に、次回の財政再計算までに予定運用利回りが予定利率より低いと見込まれたり、加入者数が一時的に著しく変動したりすることが見込まれる等により、積立金の額が責任準備金の額または最低積立基準額を下回ることが予想される場合に、追加で拠出を行う特例掛金があります。

＜図表7＞特例掛金等の種類・特徴について

特例掛金等の種類	概要	根拠条文
非継続基準抵触に伴い拠出する特例掛金	非継続基準の財政検証に抵触した場合に、抵触した事業年度の翌事業年度もしくは翌々事業年度に拠出を行うもの。	規則第58条
次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金	一時的に資産の運用利回りが予定利率よりも低いことが見込まれるなど、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的として拠出を行うもの。次回の財政再計算の時に償却が完了するように設定する。	規則第47条
積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合の一括拠出金	例えば、DBを実施して間もない時期に、脱退者への給付を積立金で賄えない場合に一括して拠出するもの。ターミナルファンディングとも呼ばれる。	規則第64条
実施事業所の減少に伴う一括拠出金	実施事業所が任意脱退する場合などに、当該事業所に係る特別掛金収入現価相当分などの規約に定める額を当該事業所の事業主から一括して徴収するもの。	法第78条第3項
DC制度への移行に伴う一括拠出金	DC移行時にDCに積立金を移換する加入者の移換に係る積立金が、移換に必要な額を下回る場合に、事業主が当該下回る額を一括して拠出するもの。	令第54条の4
制度終了時の一括拠出金	DBを終了（解散する）場合に、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合、当該下回る額を事業主が一括して拠出を行うもの。	法第87条

(注)「法」は確定給付企業年金法、「令」は確定給付企業年金法施行令、「規則」は確定給付企業年金法施行規則を意味する。

(5) リスク分担型企業年金掛金

リスク分担型企業年金を運営するDBのみで設定を行う、リスク分担型企業年金掛金についても触れておきます。2017年の政省令等の改正により、DBおよびDC双方の性質を併せ持つハイブリッド型（混合型）制度として、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組みにより運営を行う、リスク分担型企業年金の実施が可能となりました。

この制度は、積立状況に応じて給付額が変動するもので、積立不足となる状況は発生せず、追加の掛金の拠出を行う必要がありません。そのため、リスク分担型企業年金は、当初設定した掛金を固定する仕組みで、財政再計算を行っても掛金は原則変更しません。

そこで、算定した標準掛金、特別掛金およびリスク対応掛金を合算してリスク分担型企業年金掛金とし、各年度におけるリスク分担型企業年金掛金として規約に規定しなければならないことになっています。よって、リスク分担型企業年金掛金の内訳である各々の掛金自体はこれまでにご説明した標準掛金、特別掛

金、リスク対応掛金と同じ趣旨、算出方法で、それらを合わせてリスク分担型企業年金掛金と呼称して設定するものです。

(6) 事務費掛金

これまでの掛金は給付に関する事業を行うために拠出する掛金で、いわゆる年金経理において拠出されるものです。DBにある基金型と規約型の2つの実施形態のうち、基金型DBでは年金経理に加えて、業務経理を行う必要があります。業務経理は、給付に関する事業以外の基金事業の運営に必要な経理を行うものですが、この運営を行うために必要な掛金を事務費掛金として設定し、実施事業所から基金に拠出を行うものです。

3. 他制度掛金相当額について

冒頭でご説明したように、DBの他制度掛金相当額はDB規約に定めるものですが、DBの運営のために直接拠出を行うものではありません。2024年12月施行の法改正により、DCの拠出限度額の定義が変更になり、変更後の拠出限度額を設定するために必要となったものです。変更後のDCの拠出限度額は図表8のとおりです。

法改正前は、DBを実施している事業主の企業型DCの拠出限度額は一律27,500円とされており、これは他制度掛金相当額が、一律月額27,500円として定められていたことを意味します。そして、法改正により各DBの制度ごとに他制度掛金相当額を定め、企業型DCの拠出限度額が定まるようになったものです。

DBの他制度掛金相当額は、DBの標準掛金と異なり、すべてのDB制度において月額で千円単位の定額で定められます。また、原則1つの給付区分に1つの他制度掛金相当額を設定し、複数の区分からなる場合は加入者が適用される区分の他制度掛金相当額を合算したものになります。

その他、複数のDB制度に加入する場合は各制度の他制度掛金相当額を足し合わせた額が企業型DC、iDeCoの拠出限度額算定のための他制度掛金相当額となります。なお、DBの他制度掛金相当額は各DBの計算基礎率を前提に算出を行うため、DBの財政再計算ごとに再算定する必要があり、増減する可能性があります。

<図表8> 企業型DC、iDeCoの拠出限度額について

企業型DCの拠出限度額	月額55,000円 - 他制度掛金相当額 ※企業型DC規約に経過措置を定めている場合は27,500円
iDeCoの拠出限度額	月額55,000円 - (企業型DCの事業主掛金額 ・ 他制度掛金相当額) ※上限20,000円

4. おわりに

ここまで説明してきた通り、DBには様々な種類の掛金があります。また、それらの掛金は加入者や受給権者の将来の給付を確実にを行うために、DBの財政運営を健全に行い積立不足とならないように、かつ、過度な拠出を行うことがないように一定の基準のもとで拠出を行うものです。

DBの運営において、財政再計算や財政決算で不足が発生したときや運営上の変化があった時など、財政への影響を踏まえて特別掛金等の拠出の必要性、可能性を検討する際に、本稿がその一助になれば幸いです。

<ご参考資料>

確定給付企業年金に関する実務ガイダンス（公益社団法人 日本年金数理人会）

<https://general.jscca.or.jp/database/pension/index.html>

（信託年金営業部 コンサルティング室 西尾 祐一）

過去のデータからみる長期投資と資産配分の重要性について

りそな銀行信託年金営業部では、2025年3月末時点で当社を運営管理機関として委託いただいている企業型の確定拠出年金（企業型 DC）の加入者のデータを分析し、「長期投資と資産配分の重要性～加入年度別・DC 加入者の利回り分布から～」を2025年4月に作成（※）しました。

（※）この資料は、次の URL から閲覧可能です。 <https://www.resona-tb.co.jp/401k/report/202503/training.pdf>

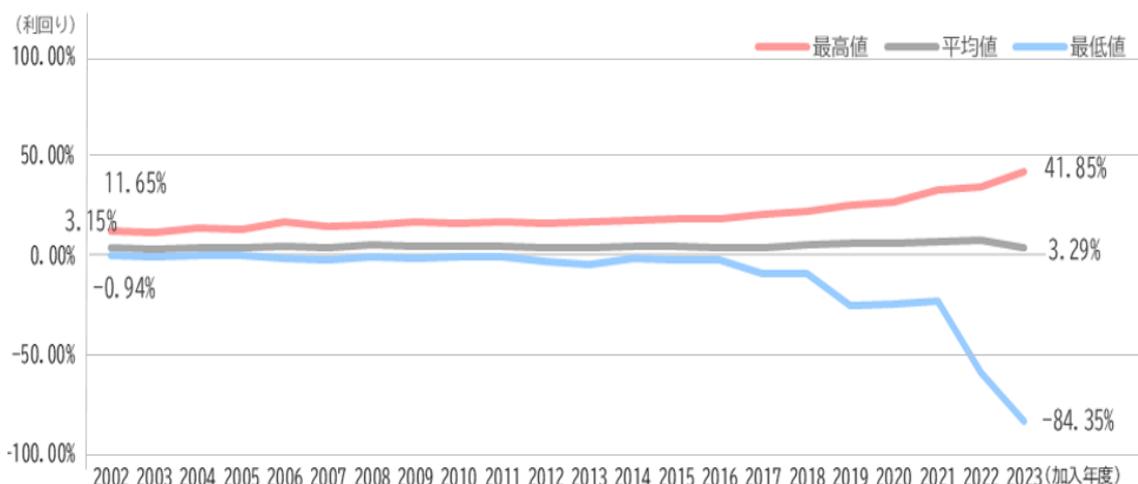
A さ ん：先日、DC 実施事業所の事業主さまから「米国の関税政策に端を発するマーケットの急落以降、『元本割れした』『損が大きにならないうちに投信は売った方が良いのか?』といった相談が増えていて、どのように対応したものか…」とご相談がありました。たしかにマーケットの変動が大きく、どうしたらいいのだろうと悩んでしまいます……。

B 課 長：そうですね、今回のような下落は過去に何度かありましたが、IT バブル崩壊・リーマンショック・コロナショックなどは覚えていますか。

A さ ん：そういえば、コロナショックは最近だったので特に覚えています。

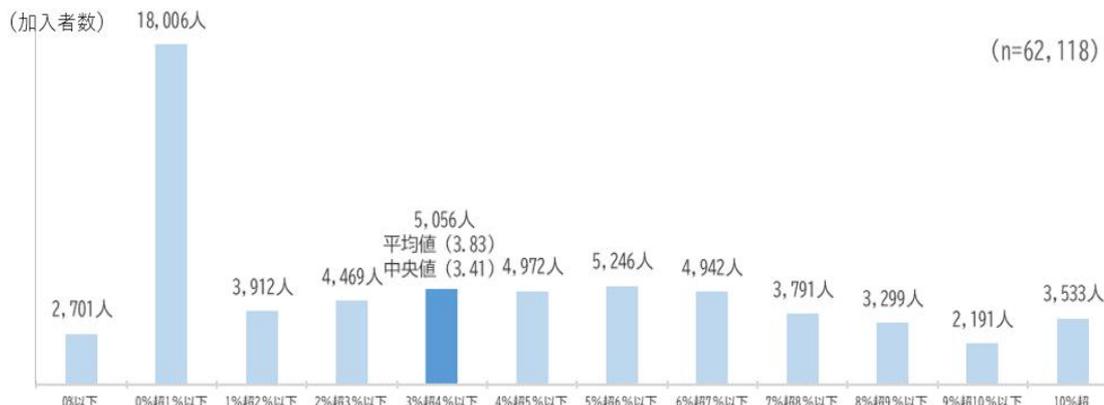
B 課 長：当時、国内外の株式が3か月で2割ほど値下がりするなど、今回と同様に急落しました。その後、8か月ほどでコロナショック前の高値を回復し、2025年4月末時点で急落前の水準を大きく超えています。その他の急落局面でも慌てて売り急ぐことなくじっくり持ち続けた人がその後の値上がりの恩恵に預かっています。今回もいつ上昇局面に転じるかはわかりませんが、参考にしてみてください。〈図表1〉ご参照。

〈図表1〉（加入年度別）企業型 DC 加入者の初回入金来利回りの最高値・平均値・最低値 ※年率表示



（出所）りそな銀行信託年金営業部が2025年4月に作成した「長期投資と資産配分の重要性」の5ページ

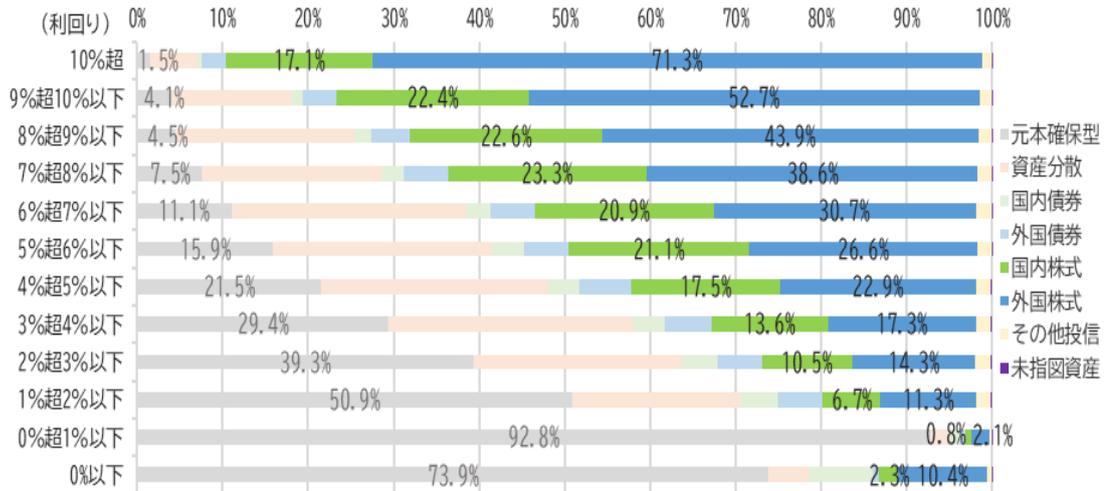
〈図表2〉 DC 加入者の初回入金来利回り分布（2015年3月以前からの加入者） ※年率表示



（出所）りそな銀行信託年金営業部が2025年4月に作成した「長期投資と資産配分の重要性」の17ページ

- A さ ん：直近の加入者は利回りの最高値・最低値に大きな開きがありますが、加入期間が長い人ほど最高値・最低値の幅が狭くなっていることがわかります。長期投資によってリスクを抑える効果があるといわれますが、実際の加入者のデータでも確認できるわけですね。
- B 課 長：また、〈図表 2〉は 2015 年 3 月以前から加入している企業型 DC 加入者、つまり 10 年以上運用している DC 加入者の初回入金来利回りの分布ですが、何か気づくことはありますか？
- A さ ん：平均利回りは 3%を超えています、0~1%のところにも最も多くの加入者が分布していますね。また、2,700 人・全体の 4%余りの方が利回り 0%以下なのですね。長期投資しているだけではリターンを得られないということが考えられますが、他にどのような関係があるのでしょうか。
- B 課 長：〈図表 3〉はそれぞれの利回り区分に該当する加入者の資産配分を平均したものです。

〈図表 3〉 利回り階級別・資産配分(2015 年 3 月以前からの加入者)



(出所)りそな銀行信託年金営業部が 2025 年 4 月に作成した「長期投資と資産配分の重要性」の 19 ページ

- A さ ん：国内・外国株式の割合が多いほど利回りが高く、反対に定期預金や保険商品といった元本確保型の割合が多いほど利回りが低い傾向があります。利回り 0~1%の加入者は 9 割以上が元本確保型商品です。加入者の利回りはリスク資産への配分割合と強い関係がありそうですね。
- B 課 長：このグラフはそれぞれの利回り区分に該当する加入者の 2025 年 3 月末時点の資産配分を平均したもので、加入者それぞれが過去にどのような資産配分だったのかはわからないものの、当社調べでは約 7 割の加入者は 10 年間に 1 度もスイッチング（預け替え）をしていなかったもので、資産配分は利回りに大きく影響していると言って良いでしょう。この 10 年間だけでもチャイナショック、ブレグジット、コロナショックなど、マーケットの急落局面は数年おきに繰り返されていますが、長期的にはリスク資産を多めに配分して保有し続けた加入者が高いリターンを得ているといえそうです。ただ、利回りは移換金の有無等や各プランの目標等にもよって違っており、その高低のみで単純に優劣をつけることはできません。
- A さ ん：受取時期が近い方は別として、長い目で見られるなら目先の値動きを過度に気にする必要はないということですね。
- B 課 長：参考ですが、1986 年にアメリカの著名投資家プリンソンらは 91 の年金基金を対象に分析した結果、リターンの 9 割が資産配分で説明できるとしています。また、2001 年に企業年金連合会が 1,200 を超える年金基金データを元にプリンソンらと同様の分析を行い資産配分によってリターンの 9 割は説明できるとし、銘柄選択やリバランスの影響はごくわずかと分析しています。
- A さ ん：ありがとうございます。お示しいただいたデータも活用して、お客様に情報提供してみます。

(信託年金営業部 インサイドビジネス室 土橋 真徳)

企業年金ノート 2025(令和 7)年 6 月号 No.686

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>